令和８年 11 月１日適用

運搬費及び準備費の設計変更に関する特記仕様書

第１条　目的

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事において、契約締結後、必要となる割増経費について実績に基づき設計変更を行うことで、適正な工事費の確保を図ることを目的とする。

第２条　対象工事

本仕様書の対象工事は、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成 13 年３月 22 日付け 12 農振第 1680 号農村振興局長通知)」（以下「算定基準」という。）別表１における共通仮設費率の対象項目のうち、下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）を計上する工事とする。

１　「運搬費の共通仮設費率の対象項目の１(1)、(3)、(4)、(5)」の『建設機械の運搬費』

２　「準備費の共通仮設費率の対象項目の３(1)及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

第３条　設計変更について

１　共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）については、別紙のとおりとする。

２　受注者は、１の別紙に示す割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。

３　受注者は、最終精算変更時において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下、「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

４　受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

５　発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

６　発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

７　疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

令和８年11月１日適用

別紙

○実績変更対象経費の割合

工種 費目	ほ場整備工事	農用地造成工事	舗装工事	道路改良工事	水路トンネル工事	水路工事	排水路工事	河川工事	管水路工事
共通仮設費（運搬費（建設機械の運搬に要する費用））	19.55%	12.05%	18.46%	12.43%	11.08%	12.61%	10.76%	12.05%	12.03%
共通仮設費（準備費（伐開・除根・除草に要する費用））	2.39%		0.35%	1.41%	1.07%	1.46%	0.39%	3.42%	1.22%

工種 費目	管更生工事	畑かん施設工事	海岸工事	コンクリート補修工事	ため池工事	その他土木工事(1)	その他土木工事(2)	フィルダム工事	コンクリートダム工事
共通仮設費（運搬費（建設機械の運搬に要する費用））	11.68%	11.05%	16.73%	8.84%	12.86%	14.54%	20.67%	0.17%	0.45%
共通仮設費（準備費（伐開・除根・除草に要する費用））	0.29%	0.56%	1.73%	0.67%	3.02%	0.77%	2.62%		